

事件の表示 平成 19 年(行ツ) 第 2 1 1 号
平成 19 年(行ヒ) 第 2 2 4 号
決定日 平成 2 1 年 2 月 1 7 日
裁判所 最高裁判 所 第 三 小 法 廷
原判決の表示 東京高等裁判所平成 16 年(行コ)第 223 号(平成 19 年 3 月 28 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第 2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

当事者目録

上告人兼申立人 個人 3 1 名
被上告人兼相手方 中央労働委員会
同参加人 明治乳牛株式会社